

## 第2節 就労支援に関する機関との関係

### 1 公共職業安定所

公共職業安定所は、職業紹介、職業指導、雇用保険等の業務を行うために国が設置した機関である。

現在、主要な公共職業安定所に身体障害者担当、知的障害者担当及び精神障害者担当の職業相談員、また、重点公共職業安定所には、精神障害者ジョブカウンセラーが配置され、障害者の職業相談コーナーが設けられている。求職に対しては、障害の状況、技能、適性、希望などが綿密な相談のうえ登録され、就職の斡旋から就職後のアフターケアまで一貫したサービスが行われている。

就職の斡旋では、公共職業安定所長の指示により国立職業リハビリテーションセンター等の障害者職業能力開発校などで職業訓練を受ける障害者に対して訓練手当が支給されることを始め、事業主に対する職場適応訓練手当の支給、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援など、障害者の雇用を促進するための各種援助制度が用意されている。

昭和35年11月7日職業指導担当職員研修会指示事項集によると、更生相談所をはじめとする他機関との連携について公共職業安定所は、

- (1) 身体障害者の職業指導、職業紹介にあたっては、身体的適応を困難とする場合には福祉事務所、身体障害者更生相談所等関係機関と連絡等をすること
- (2) 身体障害者の障害の種類、程度、補装具、補助具等の使用等、医学的、職能的判定を円滑に実施するため、福祉機関とより一層緊密な連携を保ち、定期的にこれらの対策について打合せ会を開催し情報の交換を行うこととされている。

このように更生相談所は、職業訓練や就職を希望する身体障害者の医学的判定、心理学的判定および職能的判定を通して公共職業安定所と一定の関係をもっている。公共職業安定所も巡回での障害者一日雇用相談を行うなどしており、これを身体障害者更生相談所の巡回相談と合同開催とする等、両者の機能連携に工夫が望まれる。

### 2 地域障害者職業センター

地域障害者職業センターは、障害者の職業生活における自立を促進することを目的に「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき設置された日本障害者雇用促進協会が各都道府県に設置・運営している。地域における職業リハビリテーションの中核施設で

ある。

公共職業安定所と緊密な連携を図り、障害者に対して職業評価、職業指導、職業準備訓練、職業講習、職域開発援助事業、職場適応援助（ジョブコーチ）等、障害の種類及び程度に応じた具体的な援助を行うとともに事業主に対して雇用管理に関する助言・指導を行っているほか、職業評価等職業リハビリテーション措置の実施及び障害者雇用率制度等の運営に資するための知的障害者及び重度知的障害者の判定を行っている。

身体障害者更生相談所の専門的相談・指導の過程では、このセンターの能力判定機能を活用することは、一つの方法であり、連携を必要とするこというまでもない。

### 3 障害者雇用支援センター

障害者雇用支援センターは、授産施設等の福祉関係施設入所者や職場に定着することが困難な障害者等、就職が特に困難な障害者の職業的自立を図るため、就職から職場定着に至るまでの相談、援助を一貫して行う施設で、都道府県知事指定の民法法人である。

支援対象者は、障害者雇用支援センターの継続的な支援を受けることにより職業的自立を図ることが見込まれる知的障害者、精神障害者、重度身体障害者である。障害者雇用支援センターの支援は地域障害者職業センターが作成した職業リハビリテーション計画に基づいて行われることから、障害者雇用支援センターは、対象者があった場合には、職業リハビリテーション計画作成のための職業評価を依頼することになる。なお、地域障害者職業センターは、職業リハビリテーション計画の策定に当たっては、障害者雇用支援センター、公共職業安定所及び必要に応じ所管の市町村、精神保健福祉センターの職員の参加も求めることとなっている。

支援を受けられる期間は、原則1年以内であり、全国に14か所の雇用支援センターがある（平成15年3月現在）。利用者は知的障害者が多い。

### 第3節 身体障害者更生援護施設との関係

身体障害者更生相談所と更生援護施設との関係は、施設入所や入所者の補装具判定、更生援護施設に対する専門的技術的支援、情報の収集や提供、各種研修への参加、施設入所希望者の入所調整に係る連絡調整などを通じて、従来から密接な関係をもっている。

また、更生援護施設は、地域リハビリテーションの推進において推進協議会の構成員となるだけでなく、施設の専門的機能を生かして地域支援を行うなど、連携協力関係にある。

身体障害者更生相談所の研修や技術的支援による施設職員の資質向上は、施設入所者の処遇の改善とともに、地域リハビリテーションの充実・発展につながる。

## 第4節 身体障害者の人権を護る連携

### 1 地域福祉権利擁護事業（権利擁護センター）

都道府県社会福祉協議会等に設置され、自分の意思だけでは身の回りのことや財産の保全管理を十分にできない痴呆性高齢者や知的障害者が、安心して日常生活を送ることができるよう、権利擁護相談、福祉サービス利用援助事業、福祉サービス苦情相談（運営適正化委員会）などの相談・支援を行っている。

#### （1）権利擁護相談

弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門相談員が、次のような相談を行っている。本人のほか、親族、周辺の関係者など、誰でも相談できる。

- ①家庭、職場、施設生活など、日常生活全般に関する相談
- ②相続、財産管理、消費契約、婚姻など、法律に関する相談
- ③社会保険や年金に関する相談

相談を通して、本人の権利を擁護するため、弁護士又は司法書士を紹介することが必要と判断され、本人も希望する場合には、名簿登録された弁護士又は司法書士を紹介する。ただし、弁護士、司法書士が依頼を受けて業務を行った場合は、有料となる。

#### （2）福祉サービス利用援助事業

一人で生活していくには不安がある高齢者や障害者が地域で安心した生活が送れるように、都道府県センター（権利擁護センター）、地域センター（地域の中核となる社会福祉協議会）及び市町村社会福祉協議会のネットワークにより、次のような援助を行っている。

- ① 福祉サービス利用援助  
定期的に訪問し、援助の相談や福祉サービス利用の手続き・書類の整理等の援助
  - ② 日常的金銭管理  
公共料金の支払いや生活費を届けることなど、日常生活に必要な金銭の出し入れに関する援助
  - ③ 書類預かりサービス  
預貯金通帳などを自身で保管することが不安な場合に、これらの重要な財産を預かり管理する財産保全のサービス
- なお、相談は無料であるが、契約後の援助は有料となっている。

#### （3）運営適正化委員会

福祉サービス利用者の利益保護と権利擁護の新たな仕組みとして、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、公益代表、法律や医療の専門家、福祉サービス利用者、福祉サービス提供者などで構成する運営適正化委員会が設置されている。（社会福祉法第83条）

その業務は、社会福祉協議会の行う「福祉サービス利用援助事業」の適正な運営に必要な助言又は勧告、福祉サービスに關じ利用者等から苦情の申し出があったときに、申出人の意向確認を行い解決に向けた助言をはじめ、必要に応じて事情の調査や苦情解決のあっせんなどを行っている。また、福祉サービス利用者に虐待や不当な行為が行われているおそれがあると認めるときには、都道府県知事への通報も行っている。

社会福祉法は、社会福祉事業の経営者による苦情の解決を規定しており、事業所・施設内に、第3者委員（若干名）、苦情受付担当者、苦情解決責任者を置き、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないこととされている。したがって、苦情は、第一義的には、利用されている事業者（社会福祉施設等）に申し立てられることになる。

この制度によって、福祉サービスが措置から契約へと移行する中で、利用者が安心して福祉サービスを適切に利用できること、ひいては福祉サービス全体の質の向上が図られることが期待されている。

今後、更生相談所においても、障害程度区分や施設利用等に関する苦情が寄せられることが予想されるので、こうした苦情や相談に適切に対応できるよう、相談・連絡調整体制を整備する必要がある。

なお、介護保険の苦情は、市町村や国民健康保険団体連合会が専門に受け付けている。ただし、福祉サービスに関しては、運営適正化委員会でも受け付けている。

## 2 成年後見制度

財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあうおそれがある痴呆のある者、知的障害者、精神障害者など判断能力の不十分な者を保護し支援する制度である。これまでの禁治産及び準禁治産制度の問題点を改正し、平成12年4月1日にスタートした。

禁治産を「後見」に、準禁治産を「保佐」に改められ、さらに軽度の精神上の障害により、判断能力が不十分な者のために「補助」の制度が設けられ、本人の意思を尊重し

ながら多様なニーズに対応できるように、本人の同意の下で特定の契約などの「補助人」の支援を受けられることになっている。

家庭裁判所が事案に応じて適切な保護者（成年後見人、保佐人、補助人）を選ぶが、保護者を複数選んだり、法人を選ぶことも可能になり、また、成年後見監督人などが選任されることもある。

また、本人が判断能力があるうちに、自己の判断能力が不十分になった場合の財産管理、身上監護の事務について任意後見人に代理権を与える「任意後見契約」を公証人の作成する公正証書で結んでおくことができ、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督の下で任意後見人による保護を受けることを可能にする「任意後見制度」が創設されている。

登記は、家庭裁判所の後見開始の審判、公証人によって任意後見契約の公正証書が作成されたときなどに、家庭裁判所または公証人からの嘱託によって、地方法務局に登記され、市町村における戸籍上の記載はなくなった。

## 第5節 その他の関連機関

### 1 医療機関

身体障害者更生相談所は、専門的相談・指導、判定の過程において、地域の医療機関と密接な連携を必要とすることが多い。

特に、医学的判定においては、障害の原因になった疾患の状況や治療・訓練の内容および経過、種々の臨床検査の結果などの情報が必要となる場合が少なくない。この場合は、判定依頼に伴う資料の提供として、市町村の協力により依頼することが望ましい。

更生相談において医学的診断に当たる専任又は兼任の常勤医師は極めて少なく、専門科目毎に限ってみると皆無の科目もあるなど、更生相談は外部の医師に頼らざるを得ない状況にあり、判定に必要な医学的検査の実施に当たっては、嘱託医の所属する病院や都道府県立の医療機関等に委託している例もあり、常に良好な協力関係にあることが必要である。

なお、いくつかの都道府県において、医療機能と知的障害者更生相談所や更生施設、補装具製作施設等の多機能を一体化した、「総合リハビリテーションセンター」が設置されており、それぞれの専門的評価機能や高度の技術を有効に活用している身体障害者更生相談所もある。開発が著しい補装具に係る判定や電動車いすの操作性・安全性の評価などがその具体例であるが、こうした専門的技術活用の必要性は、今後ますます高まるものと考えられ、こうした機能のない身体障害者更生相談所にあっては、そうした専門医の勤務する医療機関と密接に連携を図ることが重要であると言える。

なお、近年、身体障害者福祉法第15条指定医師、第19条指定医療機関の増加とともに、補装具や更生医療の給付に係る判定が書面で行われることが多くなっている。一方で、補装具に関する専門的知識や制度の理解不足に起因した医学的意見の不備や誤りが散見され、調整に時間を要したり、判定結果を巡って混乱をきたす例も出現している。

適正に事務を遂行し、こうしたトラブルを防ぐためにも、更生相談所は、身体障害者手帳の交付、補装具や更生医療の給付に関し、これら指定医等に対する研修を都道府県主管課と協力して、定期的に実施する必要性がある。

### 2 介護保険施設等

全国身体障害者実態調査（平成13年6月1日現在）の速報によると、全国の18歳以上の身体障害者数（在宅）は、3,245,000人と推計されている。このうち65歳以上の

高齢者は 61.7 % にのぼり、40 歳以上となると 93.9 % にもなっている。

介護保険法における介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（療養型病床群等）の入所・入院者、および居宅サービス（訪問介護、通所介護等）利用者には多くの身体障害者が含まれている。

これら、介護保険サービスを利用している身体障害者の中には、車いす等の福祉用具の選択、処方、住環境整備、機能維持のための生活訓練などにおいて、専門的・技術的指導・助言を必要としている者が少なくない。介護保険で貸与される福祉用具と身体障害者福祉法で給付される補装具において共通する種目は介護保険から貸与を受けることが基本とされている。しかし、介護保険サービスを利用している者の中には二次的障害の予防や自立支援の視点とはかけ離れた福祉用具が使用されている例をはじめ、看過できない事案が見受けられるなど、個別のサービスにおいて専門的、技術的支援が必ずしも十分行えているとは言えない状況も伺える。

介護保険サービス利用者（障害者）がよりよい待遇を受けるためには、サービス従事者の資質向上を図ることが必須であり、更生相談所が地域リハビリテーションの役割、専門的技術的機能を発揮して、これら関係職員を対象とした研修などの支援が必要になっていると言える。

### 3 労働基準監督署

労働基準法第 97 条に基づき設置された国の機関。労働基準法のほか、労働者災害補償保険法（一般に「労災保険」という。）等を所掌している。

労災保険では、労働者が業務上の自由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは死亡された場合に、被災労働者や遺族を保護するために必要な給付を行っている。保険給付は、療養補償給付や障害補償年金などのほか、保険給付の事業に並立する各種の労働福祉事業（リハビリテーションや義肢その他の補装具の支給など）が行われている。労災保険は身体障害者福祉法に優先して給付されるので、義肢その他の補装具は労災保険から給付してもらうことになる。労働災害による身体障害者の更生相談にあたっては、労災保険の労働福祉事業についての適切な情報を提供することが必要である。

なお、全国身体障害者実態調査（平成 13 年 6 月 1 日現在）によると、全国の 18 歳以上の身体障害者（在宅）の 6.3 %（20 万 4 千人）が労働災害に起因した者と推計されている。

#### 4 社会保険事務所

社会保険事務所は、医療保険（企業などで働く人々を対象とする「政府管掌健康保険」、船員の人々を対象とする「船員保険」）、公的年金保険（職業にかかわらず20歳以上のすべての人が加入する「国民年金」、民間会社で働く人等が加入する「厚生年金保険」、船員が加入する「船員保険」）の事業運営をしている。身体障害者とは、業務外の傷病に係る療養の給付、傷病手当金、障害年金、などで深く関わることになる機関である。

また、医療の給付では義肢等の治療材料の給付が、厚生年金基金からは補装具の給付制度があり、身体障害者福祉法に優先して適用することになるので留意する必要がある。

#### 5 精神保健福祉センター

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（一般に「精神保健福祉法」という。）に基づき、都道府県等における精神保健福祉の向上を図るために設けられた精神保健福祉に関する総合的な技術中枢機関で、精神科医師、ソーシャルワーカー、臨床心理技術者、保健師等が配置され、次の業務を行っている。

- (1) 精神保健福祉に関する知識の普及及び調査研究
- (2) 精神保健福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なもの
- (3) 精神医療審査会
- (4) 精神障害者通院医療費公費負担の判定及び精神障害者保健福祉手帳の判定

※(4)については、決定から手帳の交付事務を行っているところもある。

身体障害者の中には、精神障害（自殺企図）から身体障害者となった者、身体障害から精神障害を併せて持つことになった者など、精神保健福祉機関との連携が必要なケースが少なからず存在する。重度身体障害者（車いす生活）で、精神障害が重いものの精神科に入院するほどでもないが在宅生活は困難というケースもあり、精神保健福祉機関と専門的支援が欠かせない。また、在宅の障害者にあっては、保健所、市町村、精神障害者地域生活支援センターなどとの連携も必要になる。

#### 6 小児療育センター

小児療育センターは、身体に障害のある子、又はそのおそれのある子どもの相談・指導、障害の軽減と機能の向上、さらに治療・訓練と教育・福祉活動との緊密な連携によって、障害児の身体的、精神的能力の開発を図っている。

病院機能、児童福祉施設（肢体不自由児施設、難聴幼児通園施設）機能、教育（養護学校）機能などを併せ持っているところがある。

小児療育センターという名称ではないが、障害の種別ごとに療育相談、診療、訓練などを行っている総合リハビリテーションセンター、病院、診療所、施設がある。

乳幼児期からの、総合的で一貫したリハビリテーションが求められており、更生相談所も、今後療育機関との連携に努める必要がある。

## 7 保健所・市町村保健センター

近年、都道府県の保健所業務のうち、母子保健など多くが市町村に委譲されるとともに、身体に障害のある児童の療育についての指導、補装具の交付などの業務の割合は少なくなっており、身体障害児の規格外補装具に係る判定機能については、専門的見地から行える保健所はほとんどなく、身体障害者更生相談所で補装具再交付を行う際に不適切な補装具の交付例が多数みられており問題になっている。保健所の業務は、母子保健、老人保健等の市町村事業に対する専門的技術的支援、市町村相互間の連絡調整、地域における包括的な保健・医療・福祉のシステムの構築の推進（地域ケア・コーディネーション、地域リハビリテーション）などであり、補装具の判定業務を行える体制にはないところが多い。

地域リハビリテーションの推進に、地域保健の中核機関である保健所は欠かせない存在であるが、更生相談所が、保健所や地域の保健・医療・福祉組織が主催する研修会等への講師派遣や補装具判定の専門的助言を行うなど積極的な支援と連携を図ることによって、広域の地域リハビリテーションが推進できる。

一方、市町村保健センターは、住民に最も身近な機関として、母子保健事業（乳幼児の健康診査、発達相談、親子教室など）、老人保健事業（健康相談、訪問指導、機能訓練）及び健康づくり事業、精神障害者の福祉に関する相談、助言などの地域保健に関し必要な事業を行っている。市町村保健センターは、在宅障害者の訪問指導や機能訓練事業など、障害者の生活の場で支援しており、地域リハビリテーションにおいて、身体障害者更生相談所と市町村保健センター相互の機能連携が欠かせない。

## 8 盲学校、ろう学校及び養護学校・保育所

身体障害者更生相談所が主に関係するのは、盲学校、ろう学校、肢体不自由児の養護学校である。中でも、高等部に在学中の生徒の卒後の進路相談や 18 歳に達した生徒の

補装具相談である。

進路では、ろう学校の卒業生では就職や進学が多数を占めるが、肢体不自由では授産所・高等技術専門学校へ進む者、次いで身体障害者更生援護施設へ入所する者が突出している。

地域リハビリテーション推進事業ではその実施要項で、地域リハビリテーション協議会の設置し、その構成員に盲学校、ろう学校、養護学校を加えており、さらに「養護学校を卒後対策専門部会」を設け、卒後の進路等に関する情報交換を行い、適切な支援、居宅サービス等の方途を検討するとしている。

若い障害者の進路決定は一朝一夕にはいかない。養護学校卒業生を対象にした社会適応のための訓練プログラムを用意している更生施設があることや、将来方向を見極めるための施設利用、雇用促進制度の利用など、多様かつきめ細やかな情報提供とともに適切な判定が求められる。

障害児の療育訓練の場として、障害に応じた通園施設、入所施設が設置されている。通園形態では、障害児施設以外に一般の保育所に中程度の障害児を入所させ、健常児との統合保育を行う「障害児保育事業」があり、ほとんどの保育所が実施（又は受け入れ可と）している。義務教育年齢の施設入所児は近隣の養護学校等へ通学するか、訪問教育等を受けている。

## 9 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域住民が主体となって、地域福祉の推進を図る民間の非営利組織（社会福祉法人）である。社会福祉協議会独自の事業のほか、市町村から障害者生活支援事業などの事業を委託され実施している。具体的には、①障害者等に対する各種サービスの提供、②ボランティア活動の育成・援助、③障害者団体等関係団体間の連絡調整、④心配ごと相談、各種生活資金等の貸付、共同募金事業への協力、⑤社会福祉に関する調査、研究、企画、広報、普及活動などである。

障害者が地域生活をする上で、個別ニーズに対する社会福祉協議会のサービス創出（コーディネーション）機能は、極めて重要で不可欠なものである。地域リハビリテーションは、障害者の地域・在宅の生活の場で行われるリハビリテーションであり、地域レベルのこうした活動を、更生相談所が直接又は間接に専門的技術的支援をする視点も必要である。

## 10 補装具製作施設

補装具製作施設は、無料又は低額な料金で、補装具の製作又は修理を行う施設（法第32条）で、社会福祉法第2条に規定する第2種社会福祉事業に該当する。

平成12年度厚生科学特別研究（主任研究者 飯田勝）によると、補装具製作施設を併設している身体障害者更生相談所は8カ所に過ぎない。

補装具製作施設の義肢装具士との更生相談（補装具判定）における連携は、特に近時、規準外補装具の判定において、極めて重要なものとなっている。

## 11 身体障害者相談員

身体に障害のある者に関する相談等の心理的、社会的特殊性から、昭和42年8月1日の法改正（昭和42年8月1日施行）によって身体障害者相談員制度が設けられ、都道府県知事から委嘱されている。

身体障害者相談員には、一般的な相談指導のほか、身体障害者地域活動の中核としてその活動の推進、身体に障害のある者に対する援護施策の周知、援護に係る手続きの援助等が期待されている。

地域リハビリテーション推進事業においては、リハビリテーション関係職員の研修において、市町村職員、身体障害者更生援護施設職員に並んで身体障害者相談員をその対象にすることとしている。相談員活動を推進するために身体障害者活動推進員が置かれ研修が行われているところであるが、この研修に身体障害者更生相談所が協力したり、身体障害者更生相談所が開催する研修に身体障害者相談員の参加を呼びかけるなどの積極的な支援が必要である。

## 12 民生委員

民生委員は、身体障害者福祉法の施行について、市町村長、福祉事務所の長、身体障害者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとされている。

（身体障害者福祉法第12条の2）。

民生委員の職務について民生員法は、①住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと、②援助を必要とする者がその有する機能に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活に関する相談に応じ、助言その他の援助をすること、③援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと、④社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること、⑤社会福祉法に定める福祉に関する事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、としている。（第14条）

また、身体障害者福祉法では、民生委員は、身体障害者福祉法の施行について、「市町村長、福祉事務所の長、身体障害者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。」（法第 12 条の 2）とされている。さらに、「民生委員の関係行政機関の業務に対する協力事務について（昭和 37 年 12 月 4 日社発第 794 号社会局長通知）」で、①福祉の措置を要する身体障害者を発見した場合の市町村長等への連絡、②身体障害者又はその家族等の相談及び援助、③身体障害者の就職あっ旋、求人の開拓等、④後指導、⑤身体障害者援護制度の広報・啓発、といった具体的協力内容を示している。

市町村には、身体に障害のある者の発見から相談・指導まで行わなければならないとされている（法第 9 条第 3 項）が、住民一人ひとりの実情把握までは到底困難であり、これを把握している民生委員の活動に寄せる期待は極めて大きい。

身体障害者更生相談所と民生委員とは直接的な接点はない。しかし、市町村を通じて更生相談を P R してもらうことや、民生委員研修に更生相談所が講師を派遣する等支援をすることによって、民生委員の積極的な活動による潜在ニーズの発掘につながるなど、民生委員の活動が地域の障害者福祉の推進に欠かせない。民生委員の重要性を認識し、更生相談所が間接にでも民生委員活動を支援する姿勢が必要である。

## **第 II 編**

**知的障害者更生相談所**

## 第1章

### 知的障害者更生相談所の役割と組織

## 第1節 知的障害者更生相談所の役割

### 1 役 割

知的障害者更生相談所は、知的障害者福祉法第12条に設置根拠を有する行政機関である。都道府県は義務設置であるが、指定都市については法に設置規定はなく、地方自治法施行令において設置できることになっている。

知的障害者更生相談所は、市町村における知的障害者の更生援護の実施にあたり必要な、知的障害者に関する相談及び指導のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの、並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行うほか、市町村の更生援護に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれに付随する業務、療育手帳の判定などを行う知的障害者援護の専門的技術的部分を担当する機関である。

平成12年6月成立した「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する法律」によって、平成15年4月1日から身体障害者と知的障害者の福祉分野において、障害者福祉サービスの制度が措置制度から障害者の自己決定を尊重した利用者本位の制度（支援費制度）に移行し、時期を同じくして知的障害者援護施設入所等の更生援護事が都道府県から町村へ委譲されたことにより、知的障害者の更生援護を市町村が円滑に実施するため、知的障害者更生相談所における専門的知見に基づく判定、市町村における援護の適切な実施のための専門的技術的支援など、従前に増してその役割が大きくなっている、積極的業務展開を図ることが期待されている。

知的障害者更生相談所が果たすべき主な役割は次のとおりである。

#### (1) 市町村支援

支援費制度の導入にあたり、市町村は、地域住民に身近な行政主体として、障害者に対する支援体制の整備に努めるとともに、利用者本位のきめ細やかな対応により支援費の支給決定等を行なわなければならない。そして都道府県は、市町村において支援費制度が円滑に行えるよう必要な支援を行う役割を担う。その中で更生相談所は、従来から実施している市町村支援のほか、地方分権一括法の施行及び支援費制度の導入に伴う市町村支援が求められており、次のような役割を担う。

#### ア 障害者の専門的相談支援

支援費制度においては、障害者又は障害児の保護者等に対する適切な相談（サービス又は指定事業者の選択のための情報提供等）が極めて重要であり、知的障害者更生相談

所は市町村への支援体制の充実に努めることが必要である。

相談支援は、多様な相談機関、相談支援事業者が担うことが期待されており、知的障害者更生相談所は、市町村、事業者との連携を図り、専門的な知識や技術を活用して、障害者等が障害者福祉サービスを主体的かつ適切に選択できるよう相談支援する。

また、知的障害者に関する相談及び指導のうち、市町村において対処することが困難な専門的対応を要する者の相談・指導を行う。

#### **イ 障害程度区分の決定等に係る支援**

市町村が法に基づく更生援護（支援費制度における居宅支給決定や障害程度区分の変更決定等）を行うに当たって必要な、医学的、心理学的及び職能的判定を市町村の求めに応じ行う。

#### **ウ 施設入所に係る市町村相互間の連絡調整等**

支援費制度のもとでは、障害者がサービスを選択することが基本であるが、施設の定員を入所希望者が大きく上回る場合に、施設が入所者を選別することなく施設サービスの利用が円滑かつ公平に行われるよう、都道府県が調整を行うが、更生相談所は専門的な見地から都道府県の会議に参画し、都道府県の機関としてその役割を担うことが期待されている。

#### **エ 専門的技術的援助及び指導等**

知的障害者更生相談所は、市町村が実施する知的障害者に対する更生援護の実施を支援するために、専門的技術的中枢機関として、専門的な技術的援助指導を行う必要がある。

具体的には、判定業務、巡回相談、市町村職員の研修、知的障害者福祉司等による訪問、障害者ケアマネジメント体制支援事業等を通じて直接的な支援を行うとともに、知的障害者の福祉に関する情報を収集し、それらの情報を市町村に提供する。また、都道府県福祉事務所と連携し、研修等に講師として職員を派遣して協力する。

##### **(2) 研修の実施と専門的情報の提供**

知的障害者更生相談所は、知的障害者援護の専門的機関として、市町村職員、施設職員、その他知的障害者援護に関わる地域の専門職員に対する研修の企画・実施、及びこれら関係職員への専門的情報の提供の役割を担う。

知的障害者へのより適切な更生援護サービスの提供のため、関係職員を対象とした研修会や研究会を企画し実施するだけでなく、地域における研修会や研究会に職員を派遣して協力すること及び知的障害者の更生援護に関わる専門的情報、行政情報及び地域情報を収集し提供する。

##### **(3) 地域生活支援の技術的支援**

知的障害者が地域社会の一員として、その人らしく質の高い生活をおくるためには、地域生活支援のためのサービスの質的・量的整備を図るとともに、支援体制を構築していくことが重要である。

生活のあらゆる面にわたり、ライフステージのそれぞれの段階に応じた支援が適切に提供されなくてはならない。具体的には、発達期における療育指導や家族支援、成人期における社会参加への支援や権利擁護、住宅の確保や就労支援などのサービスが総合的に提供されることが必要不可欠である。そのためには、長期にわたる見守り的な機能と同時に、必要に応じて個々の障害者のニーズを見極め、サービス調整を行う機能が必要であると思われる。知的障害者更生相談所は、援護の実施者である市町村を支援とともに、保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関と連携して地域のネットワーク化を推進することが重要である。また、ケアマネジメント研修等を通じて、市町村への技術的支援を行うことも重要である。

#### 【知的障害者福祉法】

第11条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならぬ。

- 一 市町村の更生援護の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 二 知的障害者の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
  - イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
  - ロ 知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
  - ハ 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。

2 都道府県は、前項第2号ロに規定する相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む知的障害者及びその介護を行うものに係るものについては、これを知的障害者相談援護事業を行う当該都道府県以外の者に委託することができる。

第12条 都道府県は、知的障害者更生相談所を設けなければならない。

- 2 知的障害者更生相談所は、知的障害者の福祉に関し、主として前条第1項第1号に掲げる業務（第16条第1項第2号の措置に係るものに限る。）並びに前条第1項第2号ロ及びハに掲げる業務を行うものとする。
- 3 知的障害者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、前項に規定する業務を行うことができる。

第15条の4 市町村は、18歳以上の知的障害者から求めがあったときは、知的障害者

居宅生活支援事業その他の事業又は知的障害者援護施設の利用についてあっせん又は調整を行うとともに、必要に応じて、知的障害者居宅生活支援事業その他の事業を行う者又は知的障害者援護施設の設置者に対し、当該知的障害者の利用の要請を行うものとする。

第16条 市町村は、18歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を探らなければならない。

二 やむを得ない事由により第15条の11の規定により施設訓練等支援費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該市町村の設置する知的障害者更生施設等に入所させてその更生援護を行い、又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する知的障害者更生施設等若しくは心身障害者福祉協会の設置する福祉施設に入所させてその更生援護を行うことを委託すること。

#### 【知的障害者福祉法施行令】

第 2 条 知的障害者更生相談所（略）の長は、当該知的障害者更生相談所が法第 11 条第 1 項第 2 号ハに規定する業務を行った場合において、当該知的障害者、若しくはその保護者、市町村の設置する福祉事務所（略）の長又は町村長（略）から求めがあったときその他必要があると認めたときは、知的障害者の福祉を図るために必要な事項を記載した判定書を交付しなければならない。

#### 【知的障害者福祉法施行規則】

第 31 条 市町村は、居宅支給決定、支給量の変更若しくは居宅支給決定の取消し又は施設支給決定、知的障害程度区分の変更若しくは施設支給決定の取消しを行うに当たって、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、知的障害者更生相談所（略）の判定を求めるものとする。

#### 【地方自治法施行令】

（知的障害者の福祉に関する事務）

第 174 条の 30 の 3 地方自治法第 252 条の 19 第一項の規定により、指定都市が処理する知的障害者の福祉に関する事務は、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）及び知的障害者福祉法施行令（昭和 35 年政令第 103 号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第 10 条第一項の規定による同項に規定する知的障害者福祉司（第 174 条の 49 の 8 において「知的障害者福祉司」という。）の設置、同法第 12 条第一項の規定による同項に規定する知的障害者更生相談所（以

下この条及び第 174 条の 49 の 8において「知的障害者更生相談所」という。) の設置並びに指定都市が行う同法第 18 条に規定する知的障害者居宅生活支援事業等(以下この条及び第 174 条の 49 の 8において「知的障害者居宅生活支援事業等」という。)に係る同法第 21 条の 2 及び第 21 条の 3 の規定による質問等に関する事務を除く。)とする。この場合においては、第三項及び第四項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。)は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

- 2 前項の場合においては、指定都市は、知的障害者更生相談所を設けることができる。この場合においては、知的障害者福祉法第 12 条第二項及び第三項並びに知的障害者福祉法施行令第 1 条の規定は、当該知的障害者更生相談所にこれを準用する。

(以下省略)

## 2 知的障害者更生相談所の位置づけの変遷

### (1) 精神薄弱者福祉法の制定

知的障害者更生相談所は、昭和35年3月の精神薄弱者福祉法(以下、「知的障害者福祉法」とする。)制定により、知的障害者の更生に関する中枢的機関として位置づけられた。

また、知的障害者福祉に関する相談は、福祉事務所の業務であったが、特に医学的判定、心理学的判定及び職能的判定を必要とする場合には、知的障害者更生相談所の専門的判定を求めなければならないとされた。さらに知的障害者更生相談所は、知的障害者の福祉を担う専門的技術的機関として、第一線機関の福祉事務所及び同所に勤務する知的障害者福祉司の技術的センターなどの役割が期待された。

### (2) 知的障害者福祉法の一部改正

昭和 42 年、知的障害者福祉法の一部改正により、知的障害者援護施設が知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設の 2 種に区分されたが、入所措置の円滑化を図るために知的障害者更生相談所の整備、充実が求められた。

### (3) 療育手帳制度の創設

昭和 48 年、療育手帳制度の開始に伴い、知的障害者更生相談所に療育手帳の判定業務が加わり、あらためて知的障害者福祉支援の専門機関と位置づけられた。

### (4) 社会福祉関係 8 法の一部改正

平成 2 年 6 月の社会福祉関係 8 法の一部改正により、知的障害者更生相談所については、従来都道府県のみが設置することとされていたが、指定都市にも設置することがで

きることとなった。

#### (5) 地方分権一括法の制定

平成 12 年 4 月に施行された地方分権一括法により、知的障害者更生相談所については、地方公共団体における弾力的な名称の使用や設置形態が可能であることを明確にするため、その名称に関する規制を廃止するとともに、法律又は政令によらず省令により規定されていた知的障害者更生相談所による判定書の交付について、その根拠規定を政令に引き上げて規定することとされた。

#### (6) 社会福祉事業法等の一部改正

平成 12 年 6 月、社会福祉事業法等の一部改正において、平成 15 年 4 月以降、知的障害者に関する更生援護事務が都道府県から町村へ移譲された。知的障害者の更生援護を市町村が円滑に実施するため、知的障害者更生相談所には、より専門的支援等の充実と積極的活動が求められることとなった。

また、それまで、都道府県の福祉事務所に配置することとされていた知的障害者福祉司を知的障害者更生相談所に必置するものとされた。